

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和7年11月5日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

厚生局受付番号：九州（受）第2500047号

厚生局事案番号：九州（厚）第2500013号

## 第1 結論

1 請求者のA社における平成28年5月1日から同年9月1日までの期間及び平成30年8月1日から令和4年10月1日までの期間の標準報酬月額(20万円)を訂正することが必要である。訂正後の標準報酬月額については、平成28年5月から同年8月までを26万円、平成30年8月から令和元年10月までを34万円、同年11月から令和3年8月までを38万円、同年9月から令和4年9月までを41万円とする。

平成28年5月から同年8月までの期間及び平成30年8月から令和4年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年5月から同年8月までの期間及び平成30年8月から令和4年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における令和元年9月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額（34万円）を訂正することが必要である。訂正後の標準報酬月額については、令和元年9月及び同年10月を38万円とする。

令和元年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額（34万円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和49年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成25年12月1日から令和4年10月1日まで

A社で勤務していた期間について、平成25年12月から管理者の役職に就いたので給与が上がっているはずであり、請求期間における標準報酬月額は間違っている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成28年5月1日から同年9月1日までの期間及び平成30年8月1日から令和4年10月1日までの期間については、請求者が提出したA社に係る給料支払明細書（以

下「給料支払明細書」という。) 及び預金通帳の写し(以下「預金通帳」という。)の振込金額により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額(20万円)を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成28年5月から同年8月までの期間及び平成30年8月から令和4年9月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書及び預金通帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成28年5月から同年8月までを26万円、平成30年8月から令和元年10月までを34万円、同年11月から令和3年8月までを38万円、同年9月から令和4年9月までを41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年5月から同年8月までの期間及び平成30年8月から令和4年9月までの期間について、請求者のオンライン記録の標準報酬月額を上回る標準報酬月額に該当する報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、令和元年9月1日から同年11月1日までの期間については、給料支払明細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、前記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額(34万円)を上回っていることから、令和元年9月及び同年10月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、給料支払明細書によると、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額(38万円)よりも低い標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、上記訂正後の標準報酬月額(前記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額(34万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、平成25年12月1日から平成28年5月1日までの期間及び同年9月1日から平成30年8月1日までの期間(以下「その他の請求期間」という。)については、請求者が提出した預金通帳で確認できるA社からの振込金額から、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬を支払っていた状況がうかがえるものの、その他の請求期間に係る各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

また、A社の代表取締役は、保存期間5年を経過した厚生年金保険料の控除の有無を確認できる資料はない旨回答しており、その他の請求期間に係る賃金台帳を保管しておらず、請求者自身もその他の請求期間に係る給与明細書等を所持していない旨陳述していることから、その他の請求期間における給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者のその他の請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がその他の請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。